

町内中小企業者をサポート!!

浦臼町中小企業支援事業 申請手続き

事業の拡大・促進、新分野への進出等を目的とした事業所の新築やリフォーム、特産品の開発に対する支援を行う「浦臼町中小企業振興事業」の募集を行います。

〈主な支援内容〉

- ①町外新規開業者への支援金 100万円（※町内への居住など条件があります。）
- ②店舗の新築等の助成限度額 500万円
- ③店舗の改築等の助成限度額 300万円
（※事業の拡大・促進・新分野への進出など新たな魅力を創出するための改修。）
- ④地場産品開発助成金限度額 100万円

申請期限 毎年 10月31日まで ※町外新規開業申請は常時受けつけします。

事業名	助成内容	対象となる事例	対象経費	交付要件	助成限度額
①施設等整備助成金	店舗等の新築	・店舗、事務所の新築	建築工事費及びそれに伴う設備購入費（建物に附属する設備含む）	対象経費の合計額が100万円以上	対象経費の1/2以内 限度額 500万円 （1事業所1回限り）
	店舗等の増改築	事業の拡大・促進や新たな魅力創出のための ・店舗や空き店舗の改装 ・店舗の駐車場整備	増改築工事費及びそれに伴う設備購入費（建物に附属する設備含む）	対象経費の合計額が50万円以上	対象経費の1/2以内 限度額 300万円 （1事業所1回限り）
②地場産品開発助成金	商品開発	・町内産農畜産物を使用した加工品の開発 ※商品開発、販売までの計画が必要となります。	専門家謝礼、原材料、器具購入費等 ※交通費は除く	対象経費の合計額が10万円以上	対象経費の1/2以内 限度額 100万円 （対象年度1事業所1回限り）
③従業員研修等助成金	従業員研修等	・業務に直接関係する知識、資格を習得するための受講料	研修等に要する経費 ※旅費、宿泊費は対象になりません。	対象経費の合計額が1万円以上	対象経費の1/2以内 限度額 10万円 （対象年度1名1回限り）

申請される前に、事業内容・計画・予算について役場商工観光係までご相談ください

①交付条件

- ・浦臼町商工会に加入しており、中小企業基本法第2条に定める事業者（商工業を営む者）
- ・町税等の滞納のない者

〈交付申請書類〉

- ・申請書、事業計画書、図面、見積書、浦臼町商工会確認書、固定資産税課税台帳、創業計画書（新規開業）

②主な概要

- ・店舗・事務所・工場・営業に供する部分のみ対象となります。
- ・店舗兼住宅の場合は店舗部分のみ対象となります。
- ・国・道・町等から補助金等が交付されている場合は、対象経費から控除した額を対象経費とします。
- ・助成金の決定は町及び商工会で審査し認定された方が対象となります。
- ・助成金の交付は実績報告後となります。
- ・原則、申請期限後は当該年度の受付は致しません。

③主な対象外事業

着工後の申請、事業の拡大や新たな魅力を創出しないと考えられる一般的な修理、営業以外の用途、備品・車輛・消耗品、令和2年7月以降にご利用された事業者、公共施設の指定管理者。

お問い合わせ 役場商工観光係
TEL 0125-68-2114